

別添

例 1

1 所有者が居住、勤務等している場合の防火対象物の例

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 3 階 | 空 室 | 階段室 |
| 2 階 | 管理権原者 B (占有者) 事務所 (収容人員 5 人) | |
| 1 階 | 管理権原者 A (所有者) 飲食店 (収容人員 30 人) | |

延べ面積 300 m²

消防法施行令別表第一 (以下「令別表第一」という。)(16) 項イ、収容人員 35 人

管理権原者 A は、この防火対象物の所有者であって、2 階事務所部分の使用について管理権原者 B (占有者) と賃貸借契約を結んでいるが、階段室等の共用部分については、管理権原を有している。

管理権原者 B は、所有者 A と 2 階事務所部分の使用について賃貸借契約を結んでいるが、実際には占有及び管理をしており、その他の部分については管理権原を有していない。

2 権原の範囲の明示の例

それぞれの権原の範囲を、それぞれの消防計画において明示する。

なお、図面等の添付は要しないものである。

(1) 管理権原者 A の場合

権原の範囲

1 階飲食店部分、3 階空室部分、階段室等の共用部分

(2) 管理権原者 B の場合

権原の範囲

2 階事務所部分

例 2

1 所有者が居住、勤務等していない場合の防火対象物の例

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 3 階 | 管理権原者 C (占有者) 事務所 (収容人員 10 人) | 階段室 |
| 2 階 | 管理権原者 B (占有者) 店舗 (収容人員 20 人) | |
| 1 階 | 管理権原者 A (占有者) 飲食店 (収容人員 30 人) | |

延べ面積 300 m²

令別表第一 (16) 項イ、収容人員 60 人

管理権原者 A、B、C (それぞれ占有者) は、管理権原者 D (所有者) と賃貸借契約 (上図に示す部分) を結び、実際に占有及び管理をしており、その他の部分については、管理権原を有していない。

管理権原者 D は、この防火対象物の所有者であって、上図に示す部分について、それぞれの部分の使用について、A、B、C と賃貸借契約を結んでいるが、階段室等の共用部分については、管理権原を有している。

2 権原の範囲の明示の例

それぞれの権原の範囲を、それぞれの消防計画において明示する。

なお、図面等の添付は要しないものである。

(1) 管理権原者 A の場合

権原の範囲

1 階飲食店部分

(2) 管理権原者 B の場合

権原の範囲

2 階店舗部分

(3) 管理権原者 C の場合

権原の範囲

3 階事務所部分

(4) 管理権原者 D の場合

権原の範囲

階段室等の共用部分

例 3

1 区分所有の場合の防火対象物の例

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 3 階 | 管理権原者 C (所有者) 事務所 (収容人員 10 人) | 階段室 |
| 2 階 | 管理権原者 B (所有者) 店舗 (収容人員 20 人) | |
| 1 階 | 管理権原者 A (所有者) 飲食店 (収容人員 30 人) | |

延べ面積 300 m²

令別表第一 (16) 項イ、収容人員 60 人

管理権原者 A、B、C は、上図に示す部分について、それぞれ区分所有している。

なお、それぞれの所有者は、階段室等の共用部分について共有している。

2 権原の範囲の明示の例

それぞれの権原の範囲を、それぞれの消防計画において明示する。

なお、図面等の添付は要しないものである。

(1) 管理権原者 A の場合

権原の範囲

1 階飲食店部分、階段室等の共用部分

(2) 管理権原者 B の場合

権原の範囲

2 階店舗部分、階段室等の共用部分

(3) 管理権原者 C の場合

権原の範囲

3 階事務所部分、階段室等の共用部分

例 4

1 管理権原者が多数存在し、図面等において権原の範囲を明示する場合の例

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | |
| 階段室 | 占有者 | 占有者 | 占有者 | 占有者 | 占有者 | 占有者 | 階段室 |
| 廊 下 | | | | | | | |
| 占有者 |

(標準階の平面図)

各占有者は上図に示すように、所有者とそれぞれ賃貸借契約を結んで、各部分を占有及び管理をしており、それぞれの部分の管理権原を有している。

所有者は、階段室等の共用部分については所有及び管理しており、当該部分の管理権原を有している。

2 権原の範囲の明示の例

上図の示すように、管理権原者が防火対象物内に多数存在し、各管理権原者の権原の範囲を消防計画において、例 1 から例 3 のように、明示することが困難な場合には、必要に応じて、当該権原者の占有している階の図面等(上図)に、当該権原者の権原の範囲をマークするなどして、消防計画に添付することができる。